

番 号 : 190109

国 名 : ミャンマー

担当部署 : 人間開発部基礎教育グループ基礎教育第一チーム

案件名 : 初等教育カリキュラム改訂プロジェクト 中間レビュー調査 (評価分析)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2019年6月上旬から2019年8月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.50M/M、現地 0.70M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 現地業務期間 整理期間  
5日 21日 5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 5月22日 (12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送 (〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)  
提出方法等詳細についてはJICAホームページ (ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示 (業務実施契約 (単独型))>業務実施契約 (単独型) 公示にかかる応募手続き) ([https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2019.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf)) をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年5月31日 (金) までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事者の経験能力等 :
    - ①類似業務の経験 40点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	基礎教育分野にかかる各種評価調査
対象国／類似地域	ミャンマー／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。
- (2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

ミャンマー政府は国際水準の教育の実現を目指し、国家教育法の制定や教育基本法の改訂、学制改革や基礎教育行政の地方分権化等、大規模な教育改革に着手している。JICAはミャンマーがASEANに加盟した1997年から、教育省が進める児童中心型教育（Child-Centered Approach）の導入を支援すべく、先方からの要請に基づき、カリキュラム提言や教員研修等、基礎教育の質的向上に資する協力を継続してきた。他方、児童中心型授業の普及を継続的に支援してきたものの、半数以上の教科で10年以上改訂されていない教科書に基づき授業が実施され、依然として暗記中心のアセスメント（試験）が実施されるなど、授業で使われる教科書やアセスメントに大きな課題を抱えており、児童中心型教育の定着の障害となっていた。

このような課題を克服し、教育改革を進めるために、教育省は包括的教育セクターレビュー（Comprehensive Education Sector Review、2012-2015）を実施し、それに基づき国家教育セクター計画（National Education Sector Plan、2016-2020）を策定するなど、教育改革に取り組んできている。

本中間レビューの対象となる技術協力プロジェクト「初等教育カリキュラム改訂プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という）は、初等教育（小学校1～5年生）全10科目（ミャンマー語、英語、算数、理科、社会、道徳・公民、体育、音楽、図工、ライフスキル）の新カリキュラムに則った教育活動が小学校及び教員養成校で実施されることを目標とし、新カリキュラムに基づく教科書・教師用指導書およびアセスメントツールの開発、新カリキュラム導入のための現職教員および教員養成校向け研修、新カリキュラムに基づいた教員養成課程の整備に貢献するため、2014年5月に開始された。これまで、本プロジェクトが開発を支援した小学校1～2年生の全10科目の教科書および教師用指導書が全国に配布されており、小学校3年生の教科書および教師用指導書も2019年6月に全国配布される予定である。また、教育省は小学校1～3年生の新カリキュラムに基づき、全国25万人の現職教員に対する研修を実施しており、本プロジェクトはミャンマー政府が進める初等教育改革に対して包括的な技術協力を実施している。

今回実施する中間レビュー調査は、これまでのプロジェクト活動の実績及び成果を確認・分析するとともに、プロジェクト活動の自立発展性や今後のミャンマーでの教育協力に係る提言を取り纏め、類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続を十分に把握の上、本

プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性・有効性・効率性・インパクト・持続性）を確認するために、必要なデータ・情報を収集・整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的な担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2019年6月中旬）

- ① 既存の文献・報告書等（ミャンマー政府政策文書、プロジェクト業務進捗報告書（第1号～3号）、業務完了報告書（第1年次～3年次）、モニタリングシート（ver.1～4）等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）・実施プロセスを整理・分析する。
- ② 既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法を検討し、さらにプロジェクトやJICAミャンマー事務所、JICA本部へヒアリングを行い、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、既存のデータ・情報と現地で入手・検証すべき情報を整理する。
- ③ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、カウンターパート（C/P）機関（教育省 教育調査・計画・訓練局、高等教育局、基礎教育局）、その他ミャンマー側関係機関（国家教育政策審議会、国家カリキュラム委員会等）、他ドナー等）に対する質問票（案）（英文）を作成し、JICAミャンマー事務所を通じて配布する。
- ④ 調査団内の検討のため、評価グリッド（案）を用いて評価デザイン（案）（和文・英文）を検討する。
- ⑤ 国内で収集可能なデータを整理・分析する。また、必要に応じ本邦にいるプロジェクト専門家へのインタビューを行う。
- ⑥ 他の主要ドナーの動向（中期計画、実施中案件の内容及び進捗等）を情報収集する。
- ⑦ 対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣期間（2019年6月下旬～7月中旬）

- ① JICAミャンマー事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本中間レビューの評価手法について説明を行う。
- ③ ミャンマー側C/Pと協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収して整理するとともに、プロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス、自立発展性等に関する情報及びデータの収集、整理を行う。
- ④ 当該関連分野に関する他ドナーの動向や今後の方針について情報収集・整理する。
- ⑤ 収集した情報およびデータを分析し、プロジェクト実績の貢献要因と阻害要因を抽出する。
- ⑥ 国内準備並びに上記③～⑤で得られた結果をもとに、他の調査団員及びミャンマー側C/P等とともに評価5項目の観点から評価を行い、協議議事録（M/M：Minutes of Meeting）に添付する評価報告書（案）（英文）の取りまとめを行う。
- ⑦ 評価報告書（案）（英文）に関するミャンマー側との協議に参加し、協議結果を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。

- ⑧ 上記⑦にて作成された評価報告書の最終版の内容および協議結果をミャンマー側C/P等に説明を行う。
- ⑨ M/M（英文）の作成に協力する。
- ⑩ 在ミャンマー日本大使館およびJICAミャンマー事務所に対する現地調査結果の報告に参加し、担当分野に係る調査結果を報告する。

(3) 帰国後整理期間（2019年7月中旬～7月下旬）

- ① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）の作成に協力する。
- ② 帰国報告会に出席し、担当分野に係る報告を行う。
- ③ 担当分野の調査結果を取りまとめ、中間レビュー調査報告書（案）（和文）を作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

次の①～③を2019年7月24日までに電子データをもって提出すること。

- ① 評価報告書（英文）
- ② 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）
- ③ 担当分野に係る中間レビュー調査報告書（案）（和文）

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照願います。

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上してください）。

航空経路は、日本⇒ヤンゴン⇒日本を標準とします。

(2) 人件費単価

本業務における人件費単価は、2019年度単価を上限とします。

(<https://www.jica.go.jp/announce/information/20190306.html>)

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は1回、2019年6月下旬～7月中旬を予定しています。本業務従事者は、JICAの調査団員に10日間ほど先行しての現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 評価分析 (コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICAによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA調査団員が調査を実施する期間においては、JICA調査団員と同乗することとなります。)

エ) 通訳傭上

英語を解さないC/Pと協議する場合は、英語⇄ミャンマー語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトの該当ページで公開されています。

・ ミャンマー国初等教育カリキュラム改訂プロジェクト実施協議報告書 :

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000027639.html>

② 本業務に関する以下の資料をJICA人間開発部基礎教育グループ基礎教育第一チーム (TEL:03-5226-8314) にて配布します。

- ・ プロジェクト業務進捗報告書 (第1号～第3号)
- ・ 業務完了報告書 (第1年次～第3年次)
- ・ モニタリングシート (ver1～4)

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料 : 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール :

- ・ タイトル : 「配布依頼 : 情報セキュリティ関連資料」
- ・ 本文 : 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録願います。現地業務期間中は安全管理に十分留意し、現地の治安状況については、JICAミャンマー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行ってください。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ③ 業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上